



栃木県障害者工賃向上計画(第6期)

とちぎナイスハート♡フラン (2024~2026)

~とちぎで自分らしく輝くために~



栃木県

目 次

1 趣旨	1
(1) 計画の位置付け	1
(2) 計画期間	1
(3) 対象事業所	1
(4) 国への報告・公表	1
(5) 進行管理	1
2 対象事業所の現状と工賃実績	2
(1) 事業所数と平均工賃月額の推移	2
(2) 県平均と全国平均の推移	2
(3) 平均工賃月額の分布状況	3
(4) 平均工賃時間額の分布状況	3
3 これまでの取組の成果と課題	4
(1) 県の取組	4
(2) 課題	8
4 目標工賃	10
(1) 目標工賃の考え方	10
(2) 県の目標工賃	10
(3) 各事業所における目標工賃の設定について	11
(4) 実績の把握・公表	11
5 具体的方策	12
(1) 県の取組	12
(2) 事業所の取組	12
(3) とちぎセルフセンターの取組	13
(4) 市町の取組	14
6 参考資料	14
(1) 栃木県次期工賃向上計画策定に係る調査及びアンケート結果概要	14
(2) 関係通知／「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針	20
(3) 関連団体	29

1 趣旨

(1) 計画の位置づけ

「とちぎ障害者プラン 21 (2024～2026)」に掲げる「福祉的就労に関する支援の充実」に取り組むため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ「とちぎナイスハート♥プラン (2024～2026)」(以下「第6期計画」という。)を策定し、障害者が地域で元気に暮らせるよう取り組みます。

また、本計画は「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、令和6年3月29日一部改正)(以下「基本指針」という。)において都道府県が作成することとされている「工賃向上計画」として位置付け、基本指針に掲げられた取組方針等を盛り込んでいます。

【基本指針の概要】

基本指針では、すべての就労継続支援B型事業所は「工賃向上計画」を作成するとともに、県においても具体的支援策を盛り込んだ「工賃向上計画」を策定し、各事業所における工賃向上の取組が効果的に実施されるよう支援し、協働して取り組んでいくこととしています。

(2) 計画期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

(3) 対象事業所

就労継続支援B型事業所(以下「事業所」という。)

第6期計画の対象事業所は原則として就労継続支援B型事業所としますが、次のアからウの事業所が工賃向上計画を作成して県に報告し、工賃等の向上に意欲的に取り組む場合については、就労継続支援B型事業所に準じて当該計画に基づく支援の対象事業所とします。

- ア 就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ)
- イ 生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ)
- ウ 地域活動支援センター

(4) 国への報告・公表

本計画は、基本指針に基づき厚生労働省に報告するとともに、栃木県ホームページにおいて公表します。

(5) 進行管理

事業実績及び対象事業所の工賃実績を踏まえ、毎年度点検・評価を行うとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて見直しを行います。

2 対象事業所の現状と工賃実績

(1) 事業所数と平均工賃月額推移

事業所数は年々増加しており、令和4（2022）年度末で利用実績のある事業所は235か所、対象延人数は毎年増加し、工賃支払総額も新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響を受けた令和2年度を除いて増加を続けています。

これまでの工賃向上計画に掲げる目標工賃の達成状況は表1のとおりです。

《表1》

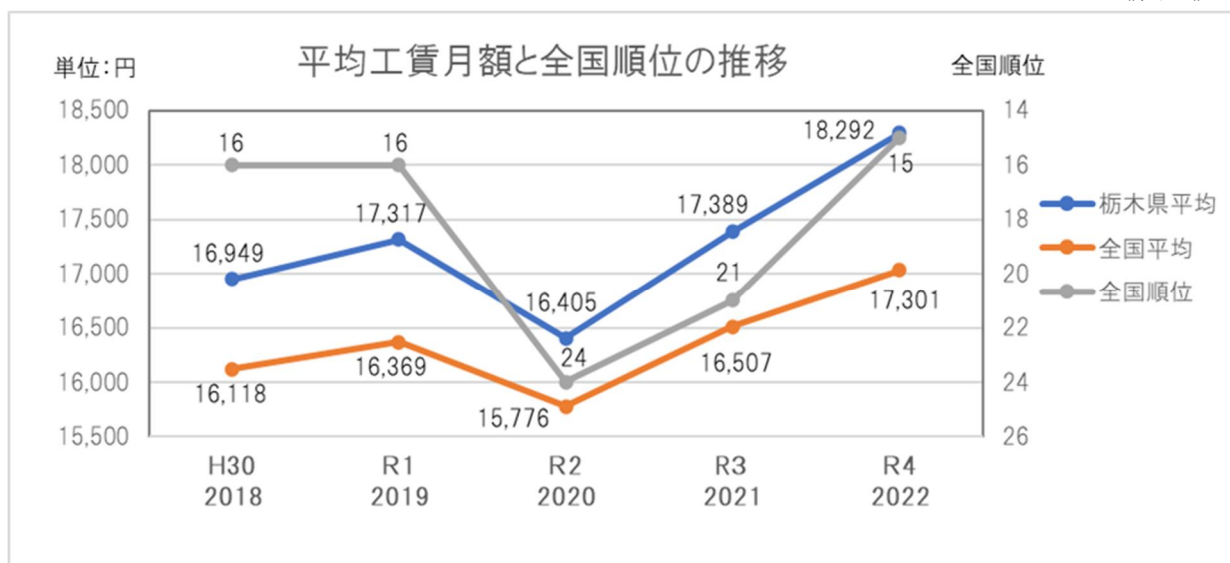
計画の名称		とちぎナイスハート♥プラン (第4期)			とちぎナイスハート♥プラン (第5期)		
		H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
対象事業所数(箇所)		177	193	203	208	235	
工賃支払総額(円)		739,917,211	803,795,867	799,611,446	854,205,362	935,156,898	
対象延人数(人)		43,656	46,417	48,743	49,123	51,124	
月額	平均工賃実績	16,949	17,317	16,405	17,389	18,292	
	対前度伸び率(%)	2.0	2.2	▲5.3	6.0	5.2	
	県の目標工賃 (実績額との差額)	18,000 (▲1,051)	19,000 (▲1,683)	20,000 (▲3,595)	18,000 (▲611)	18,500 (▲198)	19,000
	全国平均	16,118	16,369	15,776	16,507	17,031	
	対前年伸び率(%)	3.3	1.6	▲3.6	4.6	3.2	
時間額	平均工賃実績	208	218	208	227	246	
	対前年伸び率(%)	6.1	4.8	▲4.6	9.1	8.4	
	県の目標工賃 (実績額との差額)	200 (+9)	204 (+14)	208 (±0)	235 (▲8)	244 (+2)	253
	全国平均	214	223	222	233	国集計中	
	対前年伸び率(%)	4.4	4.2	▲0.4	5.0	国集計中	

※国集計値(R6年2月現在)

(2) 県平均と全国平均の推移

事業所の平均工賃月額について、本県及び全国平均を比較すると、平成24（2012）年度以降は全国平均を上回っています。

《表2》



(3) 平均工賃月額分布状況

事業所における平均工賃月額を、実績額に応じてランク分けした推移は表3のとおりであり、令和4（2022）年度実績額で県の目標工賃（19,000円）を達成した事業所は、81事業所（全体の34.4%）で、平成30（2018）年度の57事業所（全体の32.2%）から事業所数、構成比とも増加していることがわかります。

《表3》

年 度	H30 2018		R1 2019		R2 2020		R3 2021		R4 2022	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
40,000円以上	2	1.1%	3	1.6%	2	1.0%	2	1.0%	5	2.1%
35,000円以上 40,000円未満	5	2.8%	3	1.6%	1	0.5%	6	2.9%	6	2.6%
30,000円以上 35,000円未満	7	4.0%	10	5.2%	13	6.4%	14	6.7%	13	5.5%
25,000円以上 30,000円未満	16	9.0%	19	9.8%	10	4.9%	10	4.8%	20	8.5%
20,000円以上 25,000円未満	26	14.7%	22	11.4%	32	15.8%	26	12.5%	30	12.8%
15,000円以上 20,000円未満	24	13.6%	32	16.6%	30	14.8%	42	20.2%	42	17.9%
10,000円以上 15,000円未満	56	31.6%	55	28.5%	65	32.0%	61	29.3%	69	29.4%
5,000円以上 10,000円未満	34	19.2%	36	18.7%	35	17.2%	35	16.8%	40	17.0%
3,000円以上 5,000円未満	6	3.4%	10	5.2%	12	5.9%	8	3.8%	7	3.0%
3,000円未満	1	0.6%	3	1.6%	3	1.5%	4	1.9%	3	1.3%
計	177	100%	193	100%	203	100%	208	100%	235	100%

(4) 平均工賃時間額分布状況

障害の程度や特性によっては長時間就労できない利用者があることや、事業所間で利用日数に差があることを考慮し、第4期計画からは時間額にも着目しています。

令和4（2022）年度の実績を例とすると表4のような分布となりました。

これによると、工賃月額では県の平均工賃を下回っていても、時間額でみると令和4（2022）年度の県の平均工賃（235円）を超えている事業所もあることが確認できます。

(工 賃 時 間 額)

《表4》

工賃月額	400円以上	350円以上 400円未満	300円以上 350円未満	250円以上 300円未満	200円以上 250円未満	150円以上 200円未満	100円以上 150円未満	100円未満	計
	40,000円以上	5	0	0	0	0	0	0	0
35,000円以上 40,000円未満	1	2	2	1	0	0	0	0	6
30,000円以上 35,000円未満	3	2	5	3	0	0	0	0	13
25,000円以上 30,000円未満	4	4	4	6	2	0	0	0	20
20,000円以上 25,000円未満	3	3	5	5	8	5	1	0	30
15,000円以上 20,000円未満	0	7	6	8	14	6	1	0	42
10,000円以上 15,000円未満	2	4	5	6	21	15	11	5	69
5,000円以上 10,000円未満	0	1	2	1	3	11	14	8	40
3,000円以上 5,000円未満	0	0	0	0	0	3	1	3	7
3,000円未満	0	0	0	0	1	0	1	1	3
計	18	23	29	30	49	40	29	17	235
構成比	7.7%	9.8%	12.3%	12.8%	20.9%	17.0%	12.3%	7.2%	100.0%

3 これまでの取組の成果と課題

(1) 県の取組

「とちぎナイスハート♥プラン（2021～2023）栃木県障害者工賃向上計画（第5期）」では、

- A 事業所全体のさらなる意識向上（⇔福祉的就労支援側面への配慮、バランス意識）
- B セルフ商品のさらなる魅力アップ
- C 収益性を見据えた新規分野への進出
- D 受注獲得のための体制強化、共同受注窓口の活用推進
- E 地域と連携した販路の拡大と積極的な普及啓発

の5つの柱に基づき、以下の取組を実施しました。

A 事業所全体のさらなる意識向上（⇔福祉的就労支援側面への配慮、バランス意識）

工賃向上計画の策定依頼、分析

県内の工賃実績のとりまとめ・公表のほか、令和3（2021）年度には国の基本指針に基づき全ての事業所を対象に工賃向上計画の策定を依頼するとともに、目標工賃の達成状況の分析等を行いました。

B セルフ商品のさらなる魅力アップ

とちぎナイスハートコラボ促進事業 ※令和4（2022）年度終了

民間企業等とのコラボレーション企画に対して、その経費の一部を補助し、売上の増加や販路の拡大等、工賃向上に取り組みやすい環境づくりを支援しました。

延べ11件（10事業所、表5のとおり）が活用し、地元企業や飲食店、専門学校等との連携による新商品の開発・ブランド化、販路の開拓につながりました。

令和3（2021）年度に本事業を活用した6事業所の工賃月額は、平均で3,006円増加しました。

《表5》

年度	R3 2021	R4 2022	計
助成件数	6	5	11
助成額(円)	1,414,000	701,000	2,115,000



地元果樹園、調理師専門学校とのコラボ
→新商品の開発・ブランド化、販路拡大

専門家を活用した魅力ある商品づくり

県産のいちご、たまねぎ、小麦等を用いた「売れる商品・欲しがられる商品」づくりや話題性の獲得に向けた取組として、とちぎ未来大使でフランス料理店のオーナーシェフである音羽和紀氏の協力・技術支援のもと、延べ21事業所が音羽シェフから合格を得てジャムや焼き菓子等を開発しました。



「フランス料理 音羽シェフ監修」のセルフ商品として販売
→話題性、魅力アップ

C 収益性も見据えた新規分野への進出

農福連携による就労支援の取組の推進

担い手不足や高齢化が進み、働き手を必要とする農業分野への進出（農福連携）については、農業者からの作業受託のマッチングのほか、自ら農産物の栽培に取り組む事業所へのアドバイザー派遣や農福マルシェの開催など、県農政部と連携しながら支援しました。

《表6》

年度	R3 2021	R4 2022	R5※ 2023
農福連携マッチング件数	34	24	14

※12月分までの実績

《表7》

年度	R3 2021	R4 2022	R5※ 2023
農業専門家派遣件数	12	8	5

※12月分までの実績



事業所へのアドバイザー派遣
(ささげの脱穀)



農福マルシェの開催
(令和5(2023)年12月、県庁前広場)

D 受注獲得のための体制強化、共同受注窓口の活用推進

障害者優先調達の推進・市町との連携

平成 25（2013）年 4 月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、優先調達推進方針を毎年策定し、物品や役務の発注にあたって事業所を活用検討するよう全庁的な取組を促しました。

また、県内の全市町においても調達推進方針を策定し、県全体の実績額は年々増加しています。

《表 8》

（単位：千円）

年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
県 目標額	54,000	63,000	51,000	48,000
県 実績額	66,834	68,983	63,112	-
市町 目標額	61,206	67,774	75,086	76,813
市町 実績額	66,372	66,712	86,127	-

E 販路の拡大と積極的な普及啓発

とちぎナイスハートバザールの開催

セルフ商品や事業所の取組を企業や県民に広く周知するとともに、事業所の販売機会を確保するため、県庁や県内商業施設等を活用した販売イベントを開催し、令和 5（2023）年 12 月末までに延べ 391 事業所が参加・出店しました。

農福マルシェとの共同開催、民間企業や博物館等での開催など、販売機会の新規開拓にも取り組んでいます。

《表 9》

年度	R3 2021	R4 2022	R5※ 2023	計
販売機会(回)	37	57	34	128
出店事業所(延べ計)	93	194	104	391
総売上(円)	2,330,012	5,716,036	2,747,263	10,793,311
1事業所あたり平均	25,054	29,464	26,416	26,978
備考 (新規の会場、取組等)	博物館 コジマ、ミナテラス	国体・障スポ開催 100日前イベント、 国体・障スポ大会会場内 おもてなし広場	とちまるショップ (東京ソラマチ内)、 いちご一会とちぎ大会 記念大会	

※12月末までの実績



いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会会場内
「おもてなし広場」における販売会



県立博物館にて毎月開催されるイベント
「県博デー」への出店販売

共同受注窓口の推進と充実

事業所の共同受注窓口であるとちぎセルフセンターを核として調整を行うことで、多くの作業受委託につながりました。

《表 10》

年度	R3 2021		R4 2022		R5※ 2023	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製品	25	27,257,028	50	33,802,104	67	16,942,458
役務	34	6,530,459	39	6,776,384	30	6,645,004
計	59	33,787,487	89	40,578,488	97	23,587,462

※12月分までの実績

企業等を対象とした表彰制度

障害者の自立に向け、事業所からの物品等の調達や販売機会の提供等に積極的に取り組み、工賃向上に貢献した民間事業者等を表彰し、受注拡大・販売機会の確保に努めました。

《表 11》

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023
表彰事業者数	5	5	4

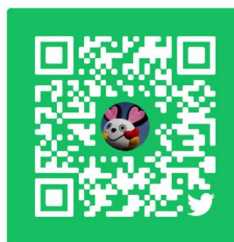
普及啓発の取組

とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター「ナイチュウ」を活用し、セルフ商品や事業所の取組等についての情報を Twitter で発信しました。

○ナイチュウツイッター

https://twitter.com/NiceHeart_TCG

QR コード

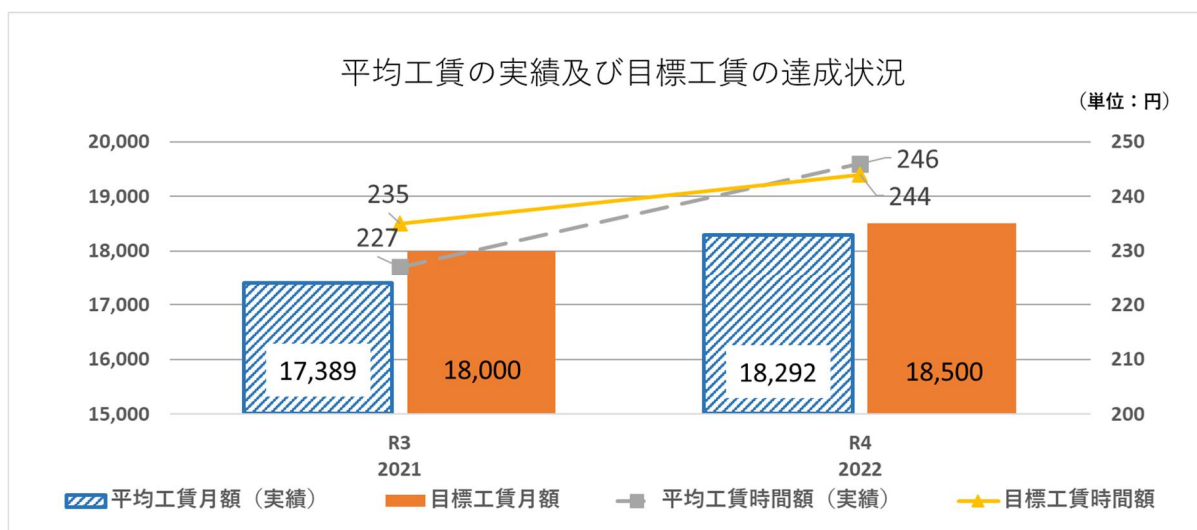
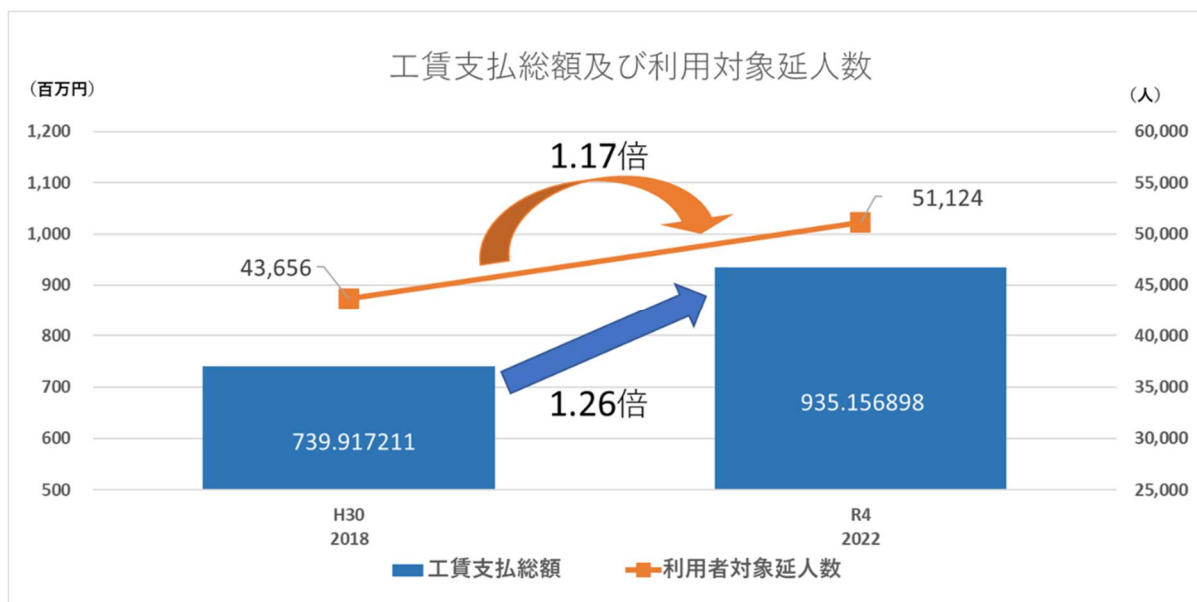


(2) 課題

令和4（2022）年度の工賃支払総額は、平成30（2018）年度の約1.26倍に増加し、利用者の対象延人数も約1.17倍に増え、平均工賃月額が増加したものの、第5期計画で掲げた目標工賃の達成には至りませんでした。

※工賃時間額については、令和4（2022）年度の目標工賃244円に対し実績が246円と、設定した目標を上回りました。

《表12・13》

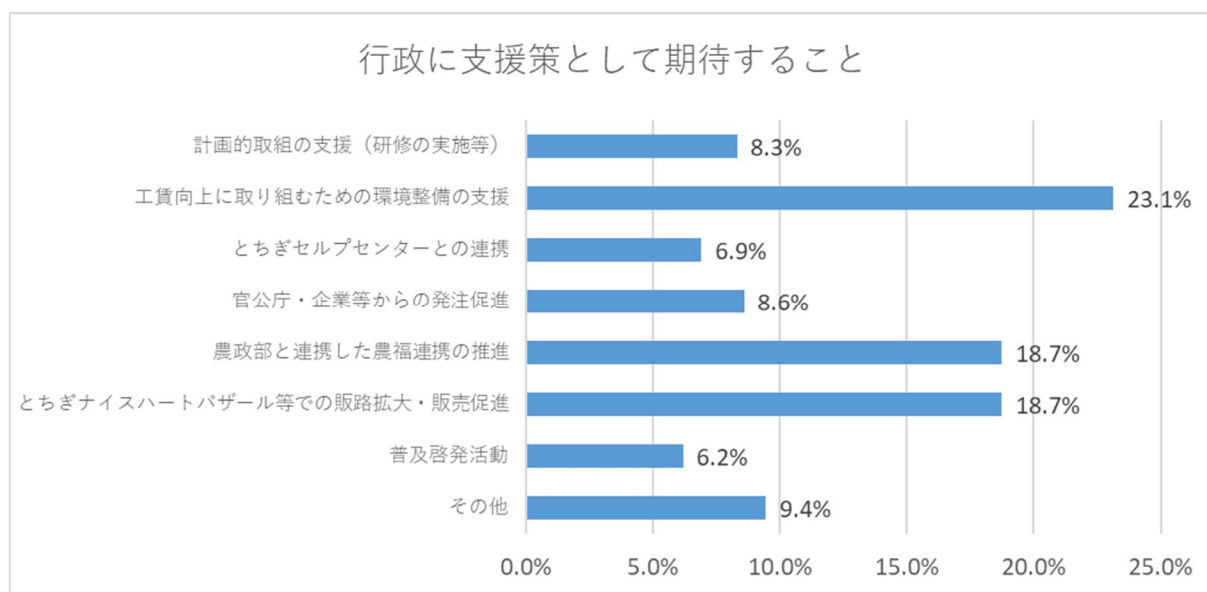
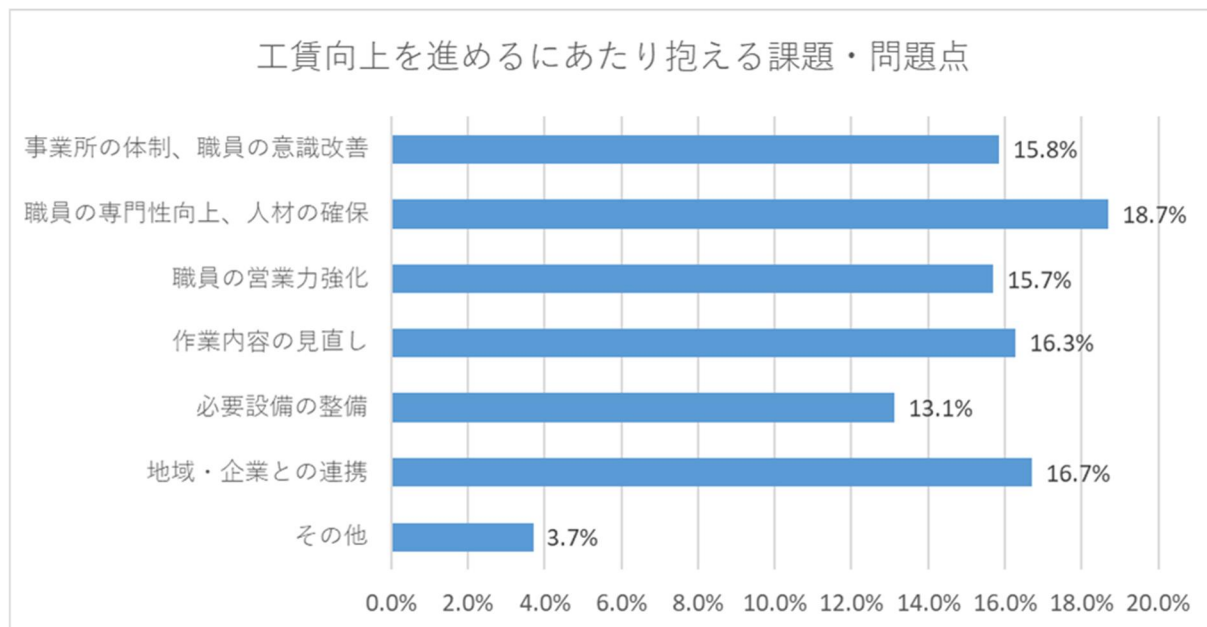


これらの現状に加えて、事業所に対して行った調査結果（表14・15）によると、「事業所の体制、職員の意識改善」「職員の専門性向上、人材の確保」「作業内容の見直し」といった工賃向上に向けた体制面の課題を挙げる事業所が多く、事業所個別の強み・弱みを見極めた主体的な取組はもとより、環境整備等による商品力の強化や、より収益性の高い分野への進出が求められています。

また、「地域・企業との連携」といった課題については、「とちぎナイスハートバザール等での販路拡大・促進」「農政部と連携した農福連携の推進」等の行政の側からの積極的な支援が期待されています。

そのほか、第5期計画における取組を踏まえた課題として、とちぎセルフセンターによる作業受委託のマッチング件数が増加傾向にあることから、引き続き企業等への営業を強化し、新たな受注作業の開拓に取り組むとともに、企業等と事業所のマッチングをより強化する必要があります。

《表 14・15》



以上を踏まえ、今後克服していくべき課題について、第5期計画と同様に以下の5つに分類しました。

- A 事業所全体のさらなる意識向上（⇔福祉的就労支援側面への配慮、バランス意識）
- B セルフ商品のさらなる魅力アップ
- C 収益性を見据えた新規分野への進出
- D 受注獲得のための体制強化、共同受注窓口の活用推進
- E 地域と連携した販路の拡大と積極的な普及啓発

4 目標工賃

(1) 目標工賃の考え方

国の基本指針において、各事業所において設定する目標工賃については、各事業所の工賃実績のほか、地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入や、地域の最低賃金、一般雇用されている障害者の賃金等を勘案して設定することが望ましいとされています。

(2) 県の目標工賃

第5期計画における最終年度の目標工賃は月額 19,000 円と設定しましたが、これまでの進捗状況を踏まえると、達成するのは難しいと考えられます。

また、次期計画期間においては国体・障スポ等の大規模なイベントの予定はなく、事業所への発注依頼は従来の伸び率に戻ることが見込まれます。

こうした発注需要の変化を捉えつつも、確実に受注機会を確保し、セルフ商品や役務の提供を通じて、事業所で働く障害者に対する理解と関心を深めていただき、工賃向上を図ります。

これらの状況を勘案して、第6期計画における各年度の県の目標工賃（月額及び時間額）は表16のとおりとします。

《表16》

年度	令和5年度 2023※見込	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	考え方
月額(円)	18,759	19,000	19,500	20,000	令和5年度見込みから約7%
時間額(円)	257	269	282	296	対前年4.8%

【補足】

- ・月額：令和5（2023）年度の工賃月額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響を踏まえ、令和2（2020）年度を除いた過去5年の県実績伸び率平均値（対前年+2.5%）をベースに見込む。

令和6（2024）年度以降は、これまでの伸び率の平均をベースとして、令和5（2023）年度の見込みから約7%となるよう設定した。

- ・時間額：令和2（2020）年度を除いた過去5年の県実績伸び率平均値（対前年+4.8%）をベースに令和5年度の時間額を見込んだ。

令和6（2024）年度以降も、これまで伸び率の平均値をベースとして設定した。

(3) 各事業所における目標工賃の設定について

各事業所は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年の目標工賃を含め、「工賃向上計画」を策定します。

なお、計画当初に設定した目標工賃を途中で達成した場合、又は事業所や利用者の実情に応じて内容を変更する場合には、適宜見直し（目標工賃の再設定）を図ります。

また、県の平均工賃や表16に掲げる目標工賃を達成した事業所は、障害者の経済的自立という観点から、さらなる工賃向上に向けて取り組むこととします。

なお、本県における最低生活費、最低賃金の基準額及び社会保障給付（障害年金）の額と、その差額については表17のとおりです。

《表17》

区分	基準額(円)	社会保障給付(円)	差額(円)
最低生活費との比較	99,798	〈1級〉 82,813	16,985
		〈2級〉 66,250	33,548
最低賃金との比較	125,260	〈1級〉 82,813	42,447
		〈2級〉 66,250	59,010

最低生活費の算定・・・生活保護法に基づく生活扶助基準額

下記の想定から支給される額 ≒99,798円

- ・宇都宮市（2級地-1）の単価
- ・20-40歳、単身、身体障害者1級（障害者加算）
- ・冬季加算（11月～3月）、期末一時扶助あり

最低賃金の算定・・・954円（※1） ×131.3時間（※2） =125,260円

※1：栃木県最低賃金（R5.10.1～）

※2：令和4年度栃木県内所定内労働時間の平均

社会保障給付の算定

- ・〈障害基礎年金1級〉 993,750円 ÷12月 ≒82,813円
- ・〈障害基礎年金2級〉 795,000円 ÷12月 ≒66,250円

(4) 実績の把握・公表

各事業所の工賃実績を把握するため、工賃実績調査を毎年度実施し、県の平均工賃及び各事業所の実績額等について県ホームページに掲載し、公表します。

5 具体的方策

県では目標工賃の達成に向けた方策を展開し、事業所及びとちぎセルフセンター、市町においても以下の事業に取り組みます。

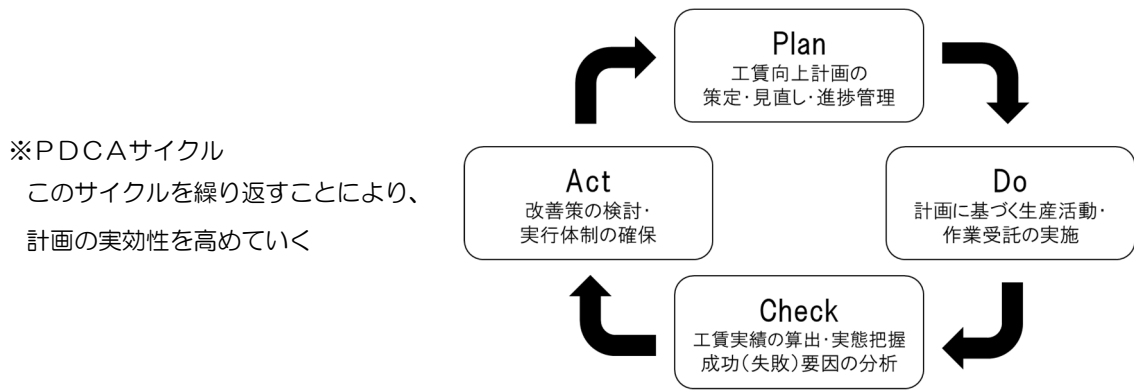
- A 事業所全体のさらなる意識向上（⇔福祉的就労支援側面への配慮、バランス意識）
- B セルフ商品のさらなる魅力アップ
- C 収益性を見据えた新規分野への進出
- D 受注獲得のための体制強化、共同受注窓口の活用推進
- E 地域と連携した販路の拡大と積極的な普及啓発

（1）県の取組

- A 県内の工賃実績のとりまとめ・公表のほか、令和6（2024）年度には国の基本指針に基づき全ての事業所が工賃向上計画を策定するため、目標工賃の達成状況の分析や、今後の支援方策について検討・把握するための調査等を行います。
- B 専門家を活用した技術支援等を実施するほか、広くニーズが見込まれる商品やアイデア等について、幅広く情報を収集し、提案します。
- C 農福連携のさらなる浸透、定着に向け、農業者と事業所のマッチング、事業所へのアドバイザー派遣、農福マルシェ開催等に取り組みます。
また、障害者の自立や工賃向上には民間事業者の協力が欠かせないことから、商工団体等への働きかけを通し、企業からの受注機会の確保を支援します。
- D 共同受注窓口であるとちぎセルフセンターとともに、官公需を確実に取り込めるよう障害者優先調達の推進と庁内関係各部局への働きかけを行います。
- E ナイスハートバザールの開催場所について、大学や企業、地域行事等の新規開拓に取り組む他、県関連イベントへの展示・出店等、状況に応じた柔軟な開催手法を設定し、販売機会の創出に努めます。
また、事業所の工賃向上に貢献した企業等への表彰、「ナイチュウ」Twitterを活用したセルフ商品の魅力や事業所の取組の紹介等、継続的な情報を発信します。

（2）事業所の取組

- A 工賃向上計画の策定を通じて事業所の強みや課題を再認識するとともに、PDCAサイクル（※）に沿って計画の進行管理、検証を行います。
他方、工賃向上だけを常に追求するのではなく、利用者の就労意欲や能力の向上、自立の促進等、福祉的就労支援の役割にも取り組みます。



- B 「消費者のニーズ」や「安全・安心」を意識して、商品力の強化、魅力度アップを図ります。
- C 利用者に質・量ともに十分な作業を提供するとともに、顧客のニーズにも応えられるよう、新しい仕事の受注や成長が見込まれる分野への進出については、積極性やチャレンジ精神をもって取り組みます。
- D 受注体制や能力を精査し、必要に応じて作業工程の見直しを図ります。
官公庁からの依頼をはじめ、数量の多いものや複数の工程を要する作業など、単独での受注が難しいものは、他の事業所との共同受注を検討・活用します。
- E 地域の企業や組合等の関係機関とも広く連携し、販路の拡大、情報発信の強化に努めます。

(3) とちぎセルプセンターの取組

- A 県内の多くの事業所が会員として参画し、県、市町、企業等と事業所とをつなぐ中核的な役割を担い、事業所共通の悩みや課題の解消、職員のスキルアップを目的とした研修事業や、工賃向上のための様々な調査研究を実施します。
- B 消費者のニーズを把握し、事業所に「売れる商品」づくりに向けた提案、助言及び支援を行います。
- C 農福連携においては、作業受託のマッチング体制やアドバイザー派遣に係る調整役として、農業者と事業所の連携をサポートします。
県内全域の共同受注窓口として企業等と事業所の橋渡しや、人手不足が見込まれる新規分野の受注に向けて支援します。
- D 官民の関係機関とさらなる連携のもと、障害者優先調達の促進に取り組みます。
発注元のニーズを的確に把握し、多くの事業所に受注機会を提供できるよう、仕様や工程の「見える化」を支援します。
- E 県や市町と連携しながら各種販売会の開催・定着に取り組むほか、商品のラインナップや販売数量が時宜を得たものとなるよう助言を行います。
複数事業所によるセレクト商品・詰合せ販売を企画するなど、販路の拡大に努めます。

(4) 市町の取組

- D 工賃向上の推進を通し、地域で障害者を支える仕組みを構築するとともに、障害者が地域を支える側として活躍することも目指し、県やセルフセンターとも連携しながら障害者優先調達のさらなる推進、企業等からの受注促進に取り組みます。
- E 地域住民と最も身近な機関として、カタログや広報誌、ホームページ等による情報発信のほか、障害者週間等を契機とした販売会等の開催に努め、事業所やそこで働く障害者への関心・理解を促進します。

6 参考資料

(1) 栃木県次期工賃向上計画策定に係る調査及びアンケート結果概要

【調査及びアンケートの概要】

○ 目的

各事業所の現状や工賃向上を進めるにあたっての課題・問題点を把握し、本計画の策定や今後の工賃向上を推進に役立てることを目的として実施しました。

○ 調査対象

県内の工賃（賃金）実績報告対象事業所（就労継続支援A型・B型事業所）

○ 調査期間

令和5（2023）年6月30日～7月28日

○ 調査項目

・事業所の取組状況

（主な作業内容、工賃向上を進めるにあたっての課題・問題点、今後の取組等）

・行政機関の取組状況

（従前の計画に基づく各種事業で効果があったもの、今後求める支援など）

○ 回収結果

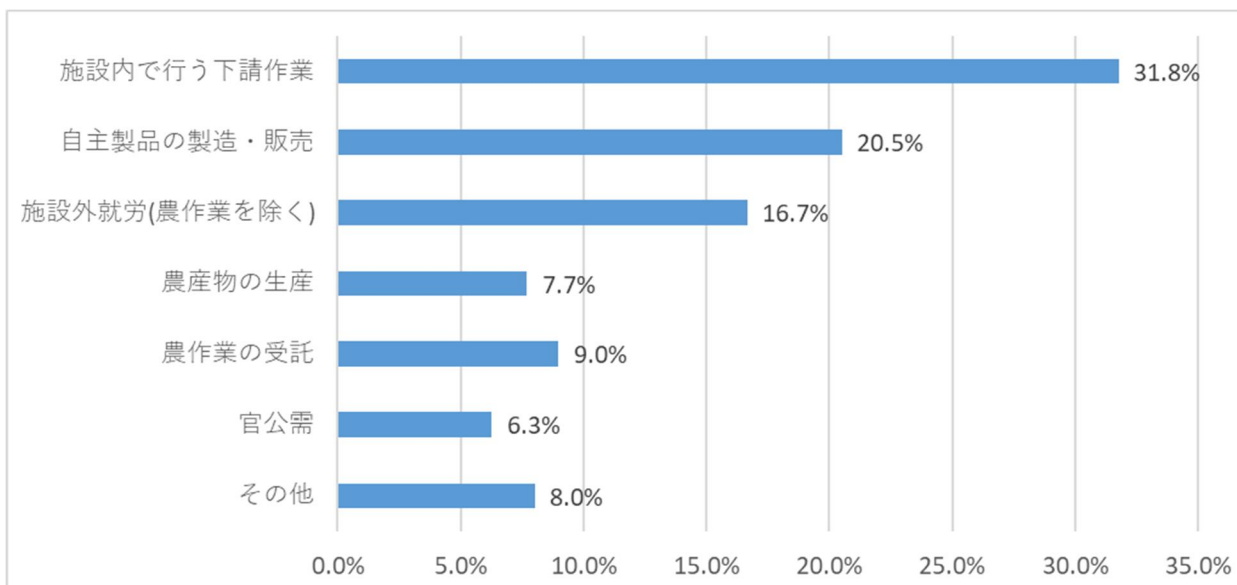
・就労継続支援A型事業所 61／100（回収率 61.0％）

・就労継続支援B型事業所 194／251（回収率 77.3％）

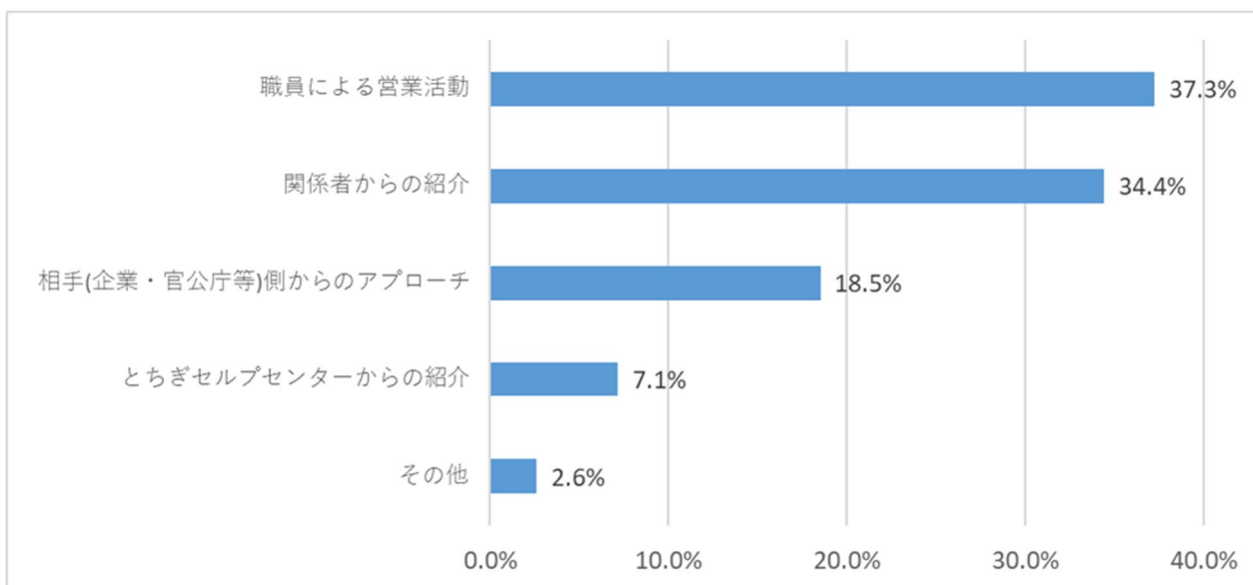
計 255／351（回収率 72.7％）

ア 事業所の作業内容、販路

問 貴事業所において実施している主な作業内容はどのようなことですか。(複数回答可)



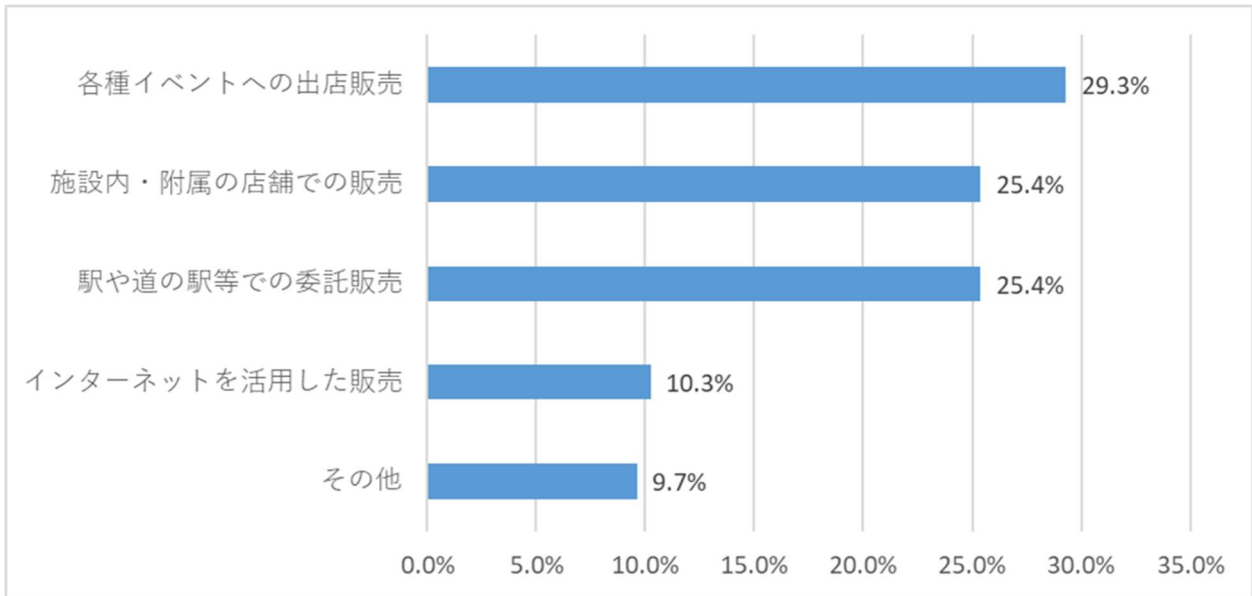
問 「施設内で行う下請作業」「施設外就労（農作業を除く）」について、どのように獲得していますか。(複数回答可)



【その他の獲得例】

- ・SNS で情報発信を行ったことにより企業からの発注に繋がった
- ・取引先企業が事業所の取組に関心を寄せてくれ、作業依頼を受けるようになった
- ・取引先企業の関連会社からの依頼

問 生産、製造したセルフ商品はどのような方法で販売していますか。(複数回答可)

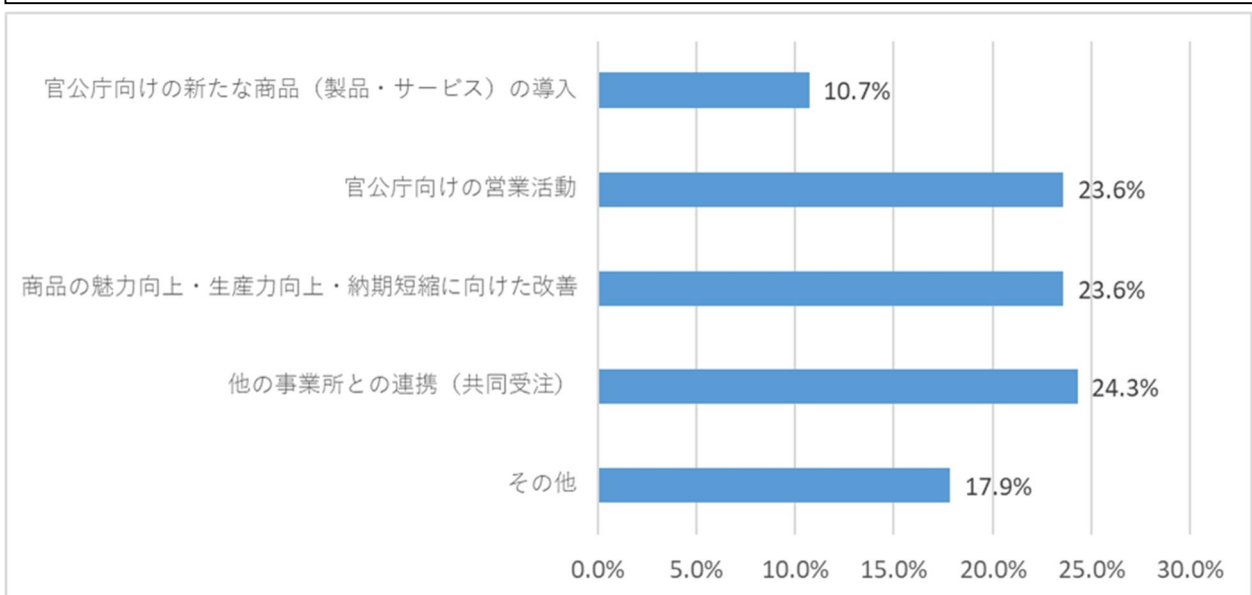


【その他の販売例】

- ・スーパーの地場野菜コーナーに置かせてもらっている
- ・地域の学校給食として食材を卸売している
- ・ふるさと納税の返礼品として生産
- ・専用のバスやワゴン車による移動販売

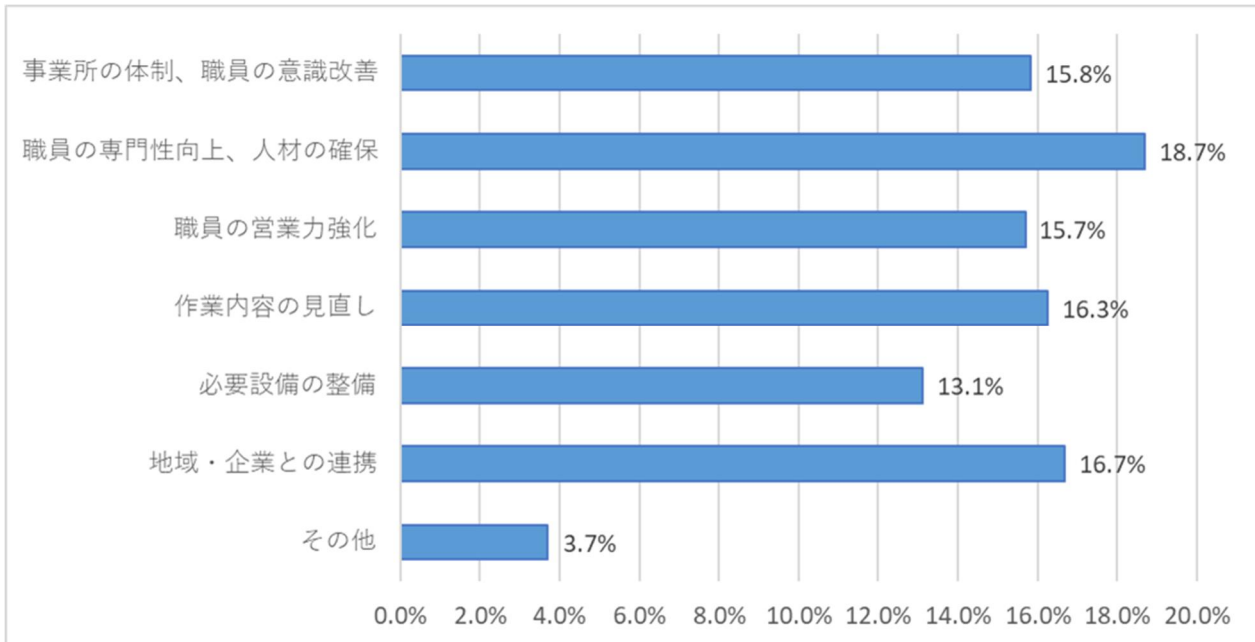
イ 障害者優先調達の受注促進

問 貴事業所において、官公庁からの受注促進に成果があった取組はありますか。(複数回答可)



ウ 課題・問題点

問 工賃向上を進めるにあたり、どのような課題・問題点がありますか。(複数回答可)

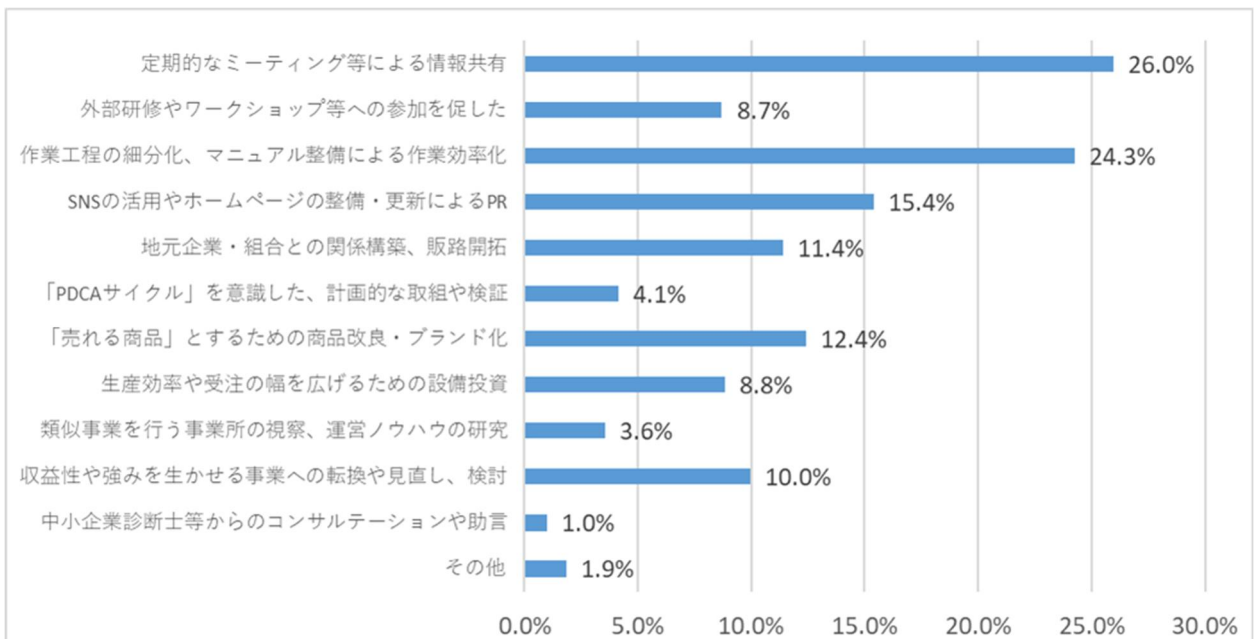


【具体的な内容】

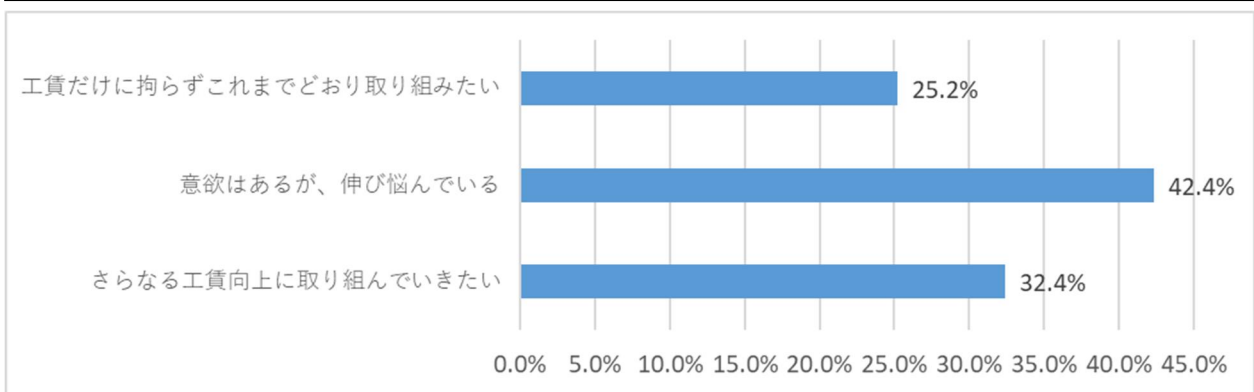
- ・作業活動の支援が中心となるため事業の拡大、強化まで手が回らない
- ・利用者の重度化、高齢化により、収入源である施設外就労等に就ける利用者が減ってきている
- ・新たな作業を増やし工賃へと繋げていきたいが、職員の営業経験不足のためつながらない
- ・職員間に意識の違いがあり、現状維持で良い職員と、高い工賃を目指す職員のバランスが難しい

エ 事業所の取組内容・工賃向上に対する考え方

問 工賃向上のために、これまでどういったことに取り組んできましたか。(複数回答可)



問 現在の貴事業所の工賃向上に関する考え方は、次のうちどれに最もよく当てはまりますか。



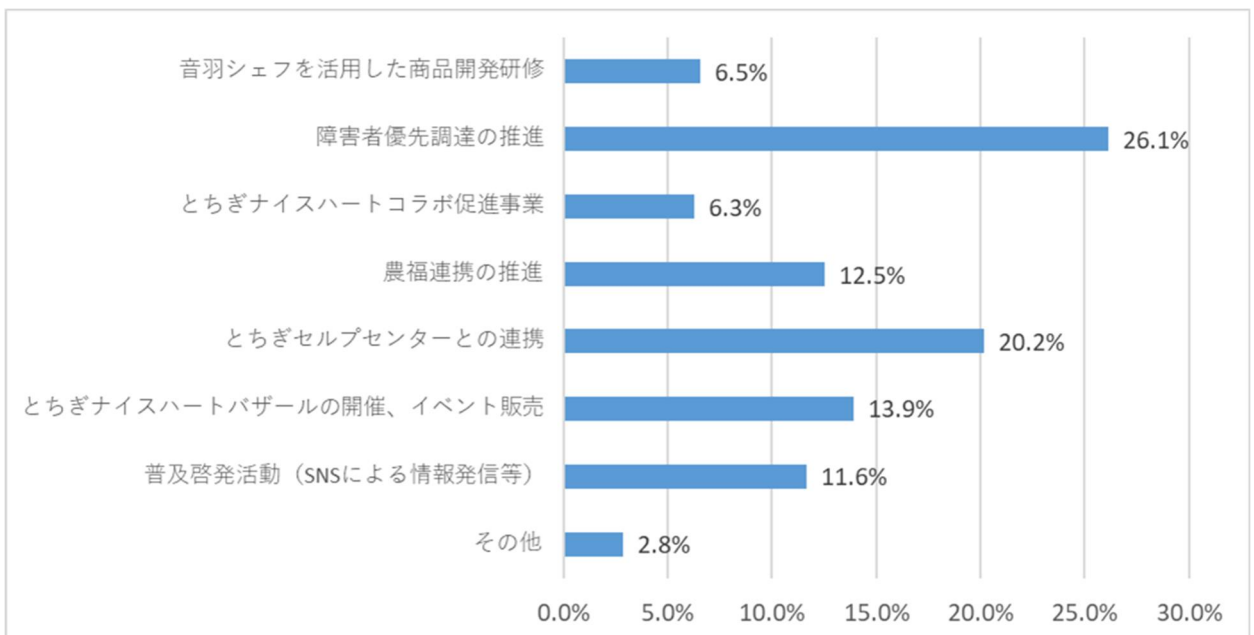
問 今後、さらなる工賃向上を進めるために取り組むべき、または取り組んでいきたいと考えていることはどのようなことですか。（自由記述）

【具体的な内容】

- ・原材料費等の高騰により製品価格の見直しが必要。製品価格が上がることで、売上が減少する可能性もあり、利益率を踏まえた価格設定を行っていく
- ・下請け作業から自主製品製造への転換
- ・年間を通して安定的に作業ができるよう、地元商工会や地元住民との連携により、新規の取引先を開拓していく。また、行政や商工会、大学等で企画されるイベント等への出店など、販路の開拓にも努める
- ・自主製品の単価や農作業の時給の見直し、需要のある農業分野への積極的な進出
- ・積極的な営業による外への発信強化、ネット販売による新たな販路の開拓

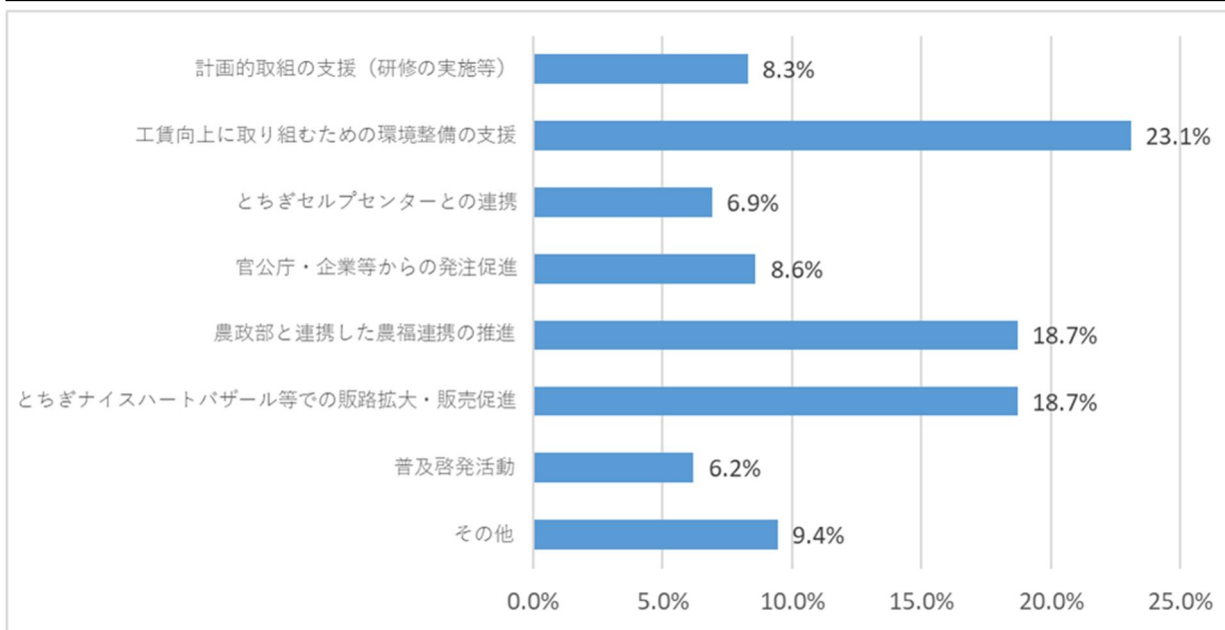
オ 県が実施した各種事業について

問 「とちぎナイスハート♥プラン」(令和3年度～令和5年度)に基づき県が実施する事業について、どのようなものが工賃向上への効果があったと考えますか。（複数回答可）



カ 行政に期待する支援

問 今後、福祉的就労の充実や工賃向上に向けて、行政に支援策として期待することはどのようなことですか。（複数回答可）



【具体的な内容】

- ・企業との連携による下請け作業の紹介等の仲介支援
- ・環境整備の支援
- ・専門家による商品作りのノウハウを教えるものづくり研修
- ・市町別の販売会等イベントの機会を設けてほしい
- ・発注企業に対する価格見直し等の指導

(2) 関係通知

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

(平成24年4月11日 障発0411号第4号 一部改正平成27年3月24日障発0324第3号 一部改正平成30年2月28日障発0228第3号 一部改正令和3年3月10日障発0310第5号 一部改正令和6年3月29日障発0329第42号 各都道府県知事宛 厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところである。

今般、下記のとおり令和6年度から令和8年度までの「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願ひしたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。

記

1 「工賃向上計画」による取組の必要性

平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、3年毎に「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。

平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分の基本報酬の単価を引き下げる等の報酬体系の見直しや、目標工賃を達成した場合の評価(目標工賃達成加算)の新設等を実施しているところである。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、令和6年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重

要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。

2 都道府県における取組

(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」（以下「事業所工賃向上計画」という。）の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」（以下「都道府県工賃向上計画」という。）を作成し、令和8年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の委譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。以下同じ）の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、令和6年4月末までに「都道府県工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

（※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。）

(3) 「都道府県工賃向上計画」の作成

ア 「都道府県工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 令和8年度までの各年度の目標工賃（月額又は、月額及び時間額）

（※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。）

(イ) 令和8年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「都道府県工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、令和3年度から令和5年度までの「都道府県工賃向上計画」の評価、検証による分析を行うこと。さらには、これらの課題や問題点について、地域の実情を把握している共同受注窓口とも連携して計画を作成することとする。

(イ) 平均工賃月額目標設定

令和6年度から令和8年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、賃上げ、物価高騰、障害者の経済状況、地域の産業状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の平均工賃月額が前年度より低下したものの、その後は着実に平均工賃月額が増加し、令和4年度は17,031円と過去最高を記録したことも踏まえること。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃月額を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃月額により適宜目標の見直しを行うものとする。

なお、令和6年度から、前年度の平均工賃月額の算定方法について、以下のとおり見直されている点に留意すること。

- ① 前年度における工賃支払総額を算出
- ② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
- ③ 前年度における工賃支払総額(①)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(②)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

(ア) で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業の経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 障害福祉部局と他部局等との連携による障害者の就労機会の創出

「農福連携等推進ビジョン」も踏まえ、農業・林業・水産業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図るために、障害福祉部局と他部局等との連携に努めること。なお、他部局等との連携にあたっては、都道府県工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。

c 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営や事業内容に適した専門家(企業OBを含む)等による研修、技術指導等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るとともに、新たな商品開発や商品の質の向上等を図ること。

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

(エ) 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事業所において、特別な事情(震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受

けた等をいう。以下同じ。)がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「都道府県工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 「事業所工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア)「事業所工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) 都道府県工賃向上計画については、特別な事情がない限り個々の事業所における計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、工賃実績や目標工賃の達成状況を把握するとともに、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう都道府県のホームページや広報紙等を通じ、事業所情報として公表し、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。また、毎年度6月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（2）のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上にあたっては、地方公共団体又は地方独立行政法人が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を必ず作成するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。

その際、近年のAIやクラウド等のIT分野の進展に伴う障害者の職域拡大等も踏まえ、優先調達を行う分野や役務を拡大するなど、積極的な優先調達の推進に向けた働きかけを行うこと。

一方で、適切な調達を進めるため、障害者優先調達推進法における対象施設の定義や要件等について、厚生労働省が作成するチェックリスト等も活用し、十分な確認を行うこと。

オ 「都道府県工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上にあたっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、都道府県工賃向上計画の作成にあたっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業所団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り

組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見集約を図ること。

カ 事業者団体等との連携による共同受注の推進

これまでの取組を見ると、事業者団体や一般企業等との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で都道府県と事業者団体等との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体等とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みが重要であるが、障害者が支えられる側だけでなく地域を支える側として活躍することも目指し、市町村においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）等を活用し、地域の支え手として、障害者の仕事の創出や工賃向上への事業所の取組を積極的に支援するよう依頼する。

また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成していない市町村もあることから、調達方針を必ず作成するよう促すこと。

なお、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、国や地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進するという障害者優先調達推進法の意義を踏まえ、地域に事業所がないような場合においても、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、調達に努めること。

ク その他「都道府県工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「都道府県工賃向上計画」を着実に推進するため、都道府県は市町村に対して、社会福祉施設等施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「都道府県工賃向上計画」の報告

「都道府県工賃向上計画」については、令和6年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「都道府県工賃向上計画」及び工賃実績については、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取り組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、必要に応じてその内容を公表することとしている。

(7) 「都道府県工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「都道府県工賃向上計画」の評価及び見直しの報告

「都道府県工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「都道府県工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「都道府県工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「都道府県工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃実績の把握（報告）に当たっては、工賃実態調査等を通じ、毎年の工賃実績を集計・公

表し、都道府県工賃向上計画の達成状況の評価を行うこと。

また、(2)のウにより「都道府県工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。なお、工賃の算出等にあたっては、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づき実施すること。

3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 事業所工賃向上計画の作成時期

事業所は令和6年5月末までに「事業所工賃向上計画」を策定する。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、ロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）及びハの就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）については、事業所工賃向上計画を令和6年4月に作成していない場合は算定できないので留意すること。

イ 計画の対象期間

「事業所工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。

具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上 P. D. C. A [plan, do, check, action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「事業所工賃向上計画」を作成する。)

(3) 「事業所工賃向上計画」の作成

ア 「事業所工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 令和8年度までの各年度の目標工賃月額

令和6年度から、前年度の平均工賃月額の算定方法について、以下のとおり見直されている点に留意すること。

- ① 前年度における工賃支払総額を算出
- ② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
- ③ 前年度における工賃支払総額(①)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(②)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(イ) 令和8年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「事業所工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみならず管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。その際、目標工賃達成指導員は、施設内の活動にとどまらず、地元企業や共同受注窓口、経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大、農業分野、IT分野等の新たな生産活動分野の開拓など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進していくこと。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

令和6年度から令和8年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。なお、工賃目標については前年度以上とする。

- a 各事業所の令和5年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金の状況
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

事業所工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによってはじめて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業

の経営感覚を身につける等の取組を着実に進めること。

- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者ネットワークによる事業も実施することも可能であること。
- d 企業等から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的であることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保することにより、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、引き続き施設外就労の実施を検討すること。
- e 在宅でのサービス利用を希望する者であって在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能であることから、障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。
- f 工賃の向上に当たっては、地域の実情を把握している共同受注窓口との連携や産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、農業事業者、伝統産業、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。
- g 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。
- h 市町村と連携し、市町村の取組及び地域課題を把握したうえで、その解決に向けた事業に取り組むことも検討すること。

(4) 「事業所工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「事業所工賃向上計画」については、令和6年5月末日までに各都道府県あて提出すること。

また、「事業所工賃向上計画」及び工賃実績については、可能な限り障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト（以下「WAMネット」という。）や事業所のホームページ等と通じて公表すること。

- (5) 「事業所工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「事業所工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「事業所工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

(6) 目標工賃達成加算について

令和6年4月から、目標工賃達成指導員を配置すること等により目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型事業所が、各都道府県において作成される都道府県工賃向上計画に基づき、自らも事業所工賃向上計画を作成するとともに、当該事業所工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき10単位を目標工賃達成加算として算定することとされたことから、当該加算の算定について検討されたい。

この場合の工賃目標は、前年度における当該事業所の平均工賃月額に、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上でなければならない。ただし、上記により算定した額が、前年度における当該事業所の平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該事業所の平均工賃月額以上でなければならない。

4 都道府県から市町村への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築するとともに、障害者が地域を支える側として活躍することも目指し、協議会等を活用し、農業や観光業、高齢者の日常生活支援などの障害福祉分野以外の行政分野との連携により障害者の就労機会を創出するなど、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう市町村に対し協力を依頼する。

- (1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。
- (2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。
- (3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定、公表し、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。
- (4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。

【企業向け】

- ・ 市町村の広報紙等に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街、農業団体等へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向け】

- ・ 共同受注窓口と連携し、受注の促進を図る。
- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

(3) 関連団体

ア とちぎセルフセンター

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

TEL 028-622-0433 FAX 028-622-5788

【公式ホームページ】 <https://www.tochigi-selp.jp/>

※会員事業所のセルフ商品を検索できる「とちぎナイスハートカタログ」を掲載

イ 栃木県社会就労センター協議会（栃木県セルフ協）

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

TEL 028-622-0051 FAX 028-622-5298

ウ 特定非営利法人 日本セルフセンター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-13-1 大橋御苑駅ビル別館2階

TEL 03-3355-8877(代) FAX 03-3355-7666

【公式ホームページ】 <https://www.selpjapan.net/>

エ 全国社会就労センター協議会（全国セルフ協）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

TEL 03-3581-6502(代) FAX 03-3581-2428

【公式ホームページ】 <https://www.selp.or.jp/>

《参考》SDGsの達成に向けた取組

SDGsは、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では2016年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs実施指針」を策定しました。

本県においてもSDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。



国の「SDGs」を達成するための具体的施策（SDGs実施指針抜粋）

<p>障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための次に掲げる施策等の一層の推進を図る。</p> <p>○雇用・就業、経済的自立の支援に関する施策</p>	<p>ターゲット</p> <p>8</p>
---	-----------------------



就労継続支援事業所がデザイン・製作したピンバッジ

つながるココロとココロ

しょうがい障害があってもなくても、て手を取りあつてともい共に生きる。

とちぎけん栃木県は、しゃかいそんな社会のじつげん実現に向けてむ頑張る人々をかんぱ応援しています。ひと
おうえん

令和6（2024）年3月

栃木県保健福祉部障害福祉課

TEL 028-623-3020

FAX 028-623-3052

栃木県ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/>

E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ